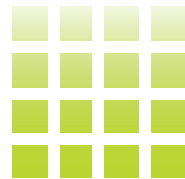


大規模建築物・工作物

景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォーカブル・景観推進課

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話：052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス：052-972-4485
電子メール：a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市

はじめに

本市では、昭和59年に都市景観条例を制定し、これに基づき都市景観の創造・保全に関する都市景観基本計画等の各種施策を実施してきました。

こうした中、平成16年に「景観法」が制定されたことから、これまで実施してきた都市景観に関する施策を踏まえ、良好な景観の形成をめざすためのより効果的な制度とするために景観法に基づく景観計画を策定しました。

この景観計画の策定に伴い、これまで都市景観条例に基づく届出制度の対象となっていた建築物、工作物の新築等の行為が景観法に基づく届出制度に変更になりました。

景観形成の全体方針

都市景観基本計画の中では、以下に示す「ふれあいと調和」を基本理念とするとともに、4つの「めざすべき都市のイメージ」を設定し、基本目標としました。

基本理念「ふれあいと調和」

「ふれあい」
都市景観を構成する個々の要素を美しく、豊かにしていくとともに、これらの要素と市民との関係、すなわち、「ふれあい」を積極的につくりだしていくことが大切です。

「調和」
個を全体の一構成要素とみるのではなく、個または部分の個性をいかしつつ、そこから出発して全体を認識し、相互間の「調和」を図ります。

基本目標「めざすべき都市のイメージ」

- ・秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち
- ・活気にみちた魅力あるまち
- ・歴史の深みを感じさせるまち
- ・人々の心遣いとときめきをかもしだすまち

このような、都市景観基本計画の基本理念、基本目標などを踏まえ、景観計画においても、都市景観基本計画で示した4つの都市のイメージの実現を図ることを景観形成の全体方針とします。

大規模な建築物・工作物に関する景観形成の方針

建築物や工作物は景観を構成する主要な要素であり、それらの一つ一つの形状や色彩の積み重ねによってまちなみが形成されます。

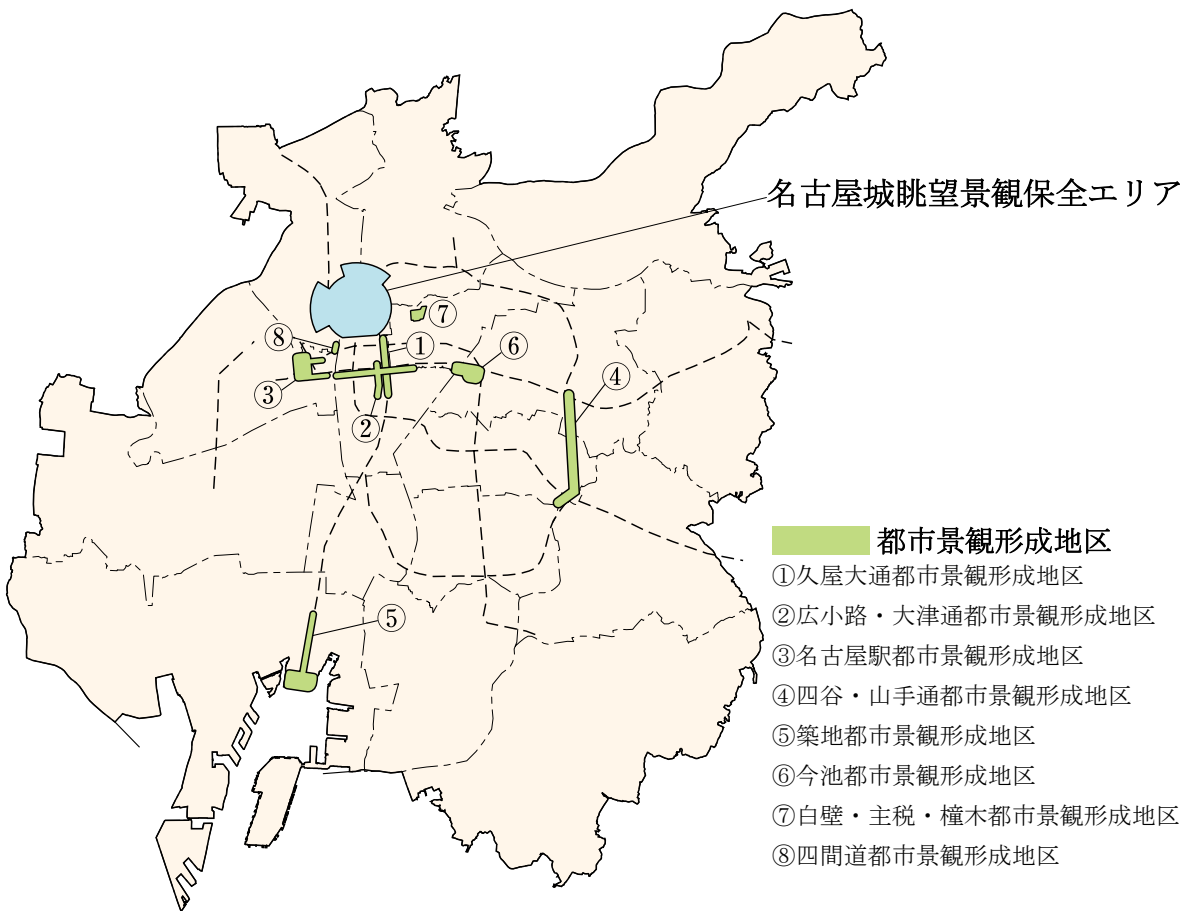
中でも、大規模な建築物や工作物は、周辺のまちなみに与える影響が大きいため、新築等の際には、周辺の景観との調和が図れるよう、あるいは、良好な景観形成の先進事例となるよう、外壁の素材や色彩等のデザインの工夫、敷地内における効果的な緑化や施設配置などについて基準を設定します。

景観計画の区域

名古屋市全域を景観計画の対象地域（景観計画区域）とします。

景観計画区域内では、建築物、工作物の新築等をする場合に、本市への届出が必要となります。

また、景観計画区域内で、特に良好な景観の形成をすすめる地区を「都市景観形成地区」と位置づけています。



※名古屋城眺望景観保全エリア、都市景観形成地区に関する内容は、各種パンフレットをご覧ください。

届出対象となる主な行為

建築物

高さが31mを超える建築物や延べ面積が10,000㎡（店舗等の集客施設の場合は3,000㎡）を超える建築物などが対象となります。

工作物

地上からの高さが31mを超える工作物や幅員が15mを超える又はその延長が30mを超える橋りょう、横断歩道橋などが対象となります。

※届出対象の詳細は11ページをご覧ください。

屋外広告物

大規模屋外広告物については屋外広告物のパンフレットをご覧ください。

建築物

基本事項

1 周辺の土地利用や景観に調和する、若しくは良好な景観を形成する形態・意匠・色彩とする。

外 観

2 外壁の材質や色彩などは、周囲に圧迫感を与えないよう景観上の配慮を行う。

3 外壁の色彩は、低彩度色(JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途)を使用する。

ただし、以下の場合、この限りでない。
・アクセントとして壁面ごとに10%以下の面積で使用する場合
・自然素材に彩色を施さず使用する場合

4 外壁に複数の色を使用する場合は、色の組み合わせや配色に注意する。

5 周囲に住宅等がある地域で、壁面に光沢のある外壁材やガラス等を使用する場合は、太陽の反射光などが住宅等を長時間照らすことがないよう配慮する。

都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、周囲の街並みと外装のデザインや色彩、材質などが調和するように努めてください。

歩行者空間や街並みにゆとりを与え、親しみやすさを感じさせるよう外壁のデザインなどを工夫してください。

原則、彩度6以下としていただきますが、周囲の景観に調和するため、より低彩度に指導する場合があります。

駐車場

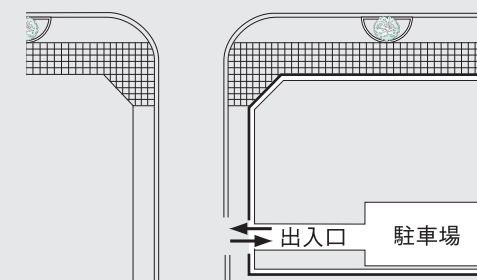
6 駐車場の出入口は、周囲の景観に配慮した位置に設置する。

7 立体駐車場は、道路に面して設置しないよう努める。

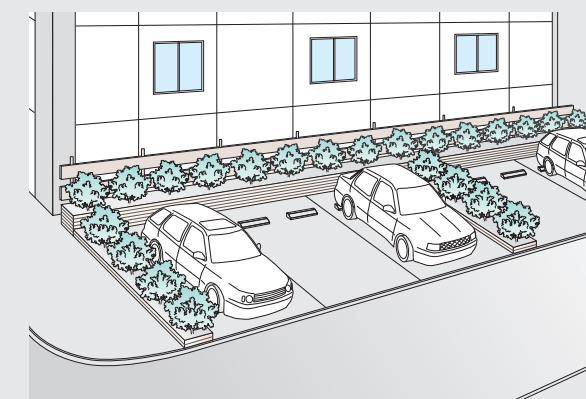
8 ハーモニカ式の駐車場(駐車マスが道路に直接面する形状の駐車場)は設置しない。

ただし、やむを得ず設置する場合は、5台分の駐車マスを目途に幅50cm以上の植栽帯を設置するか駐車マスを緑化ブロックなどで緑化する。

駐車場出入口や立体駐車場はできるだけ側道など、目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮してください。



敷地の形状上やむを得ず道路に面して設置する場合は、周囲の街並みと外装デザインや色彩・材質などが調和するように努めてください。



やむを得ず設置する場合

建築物

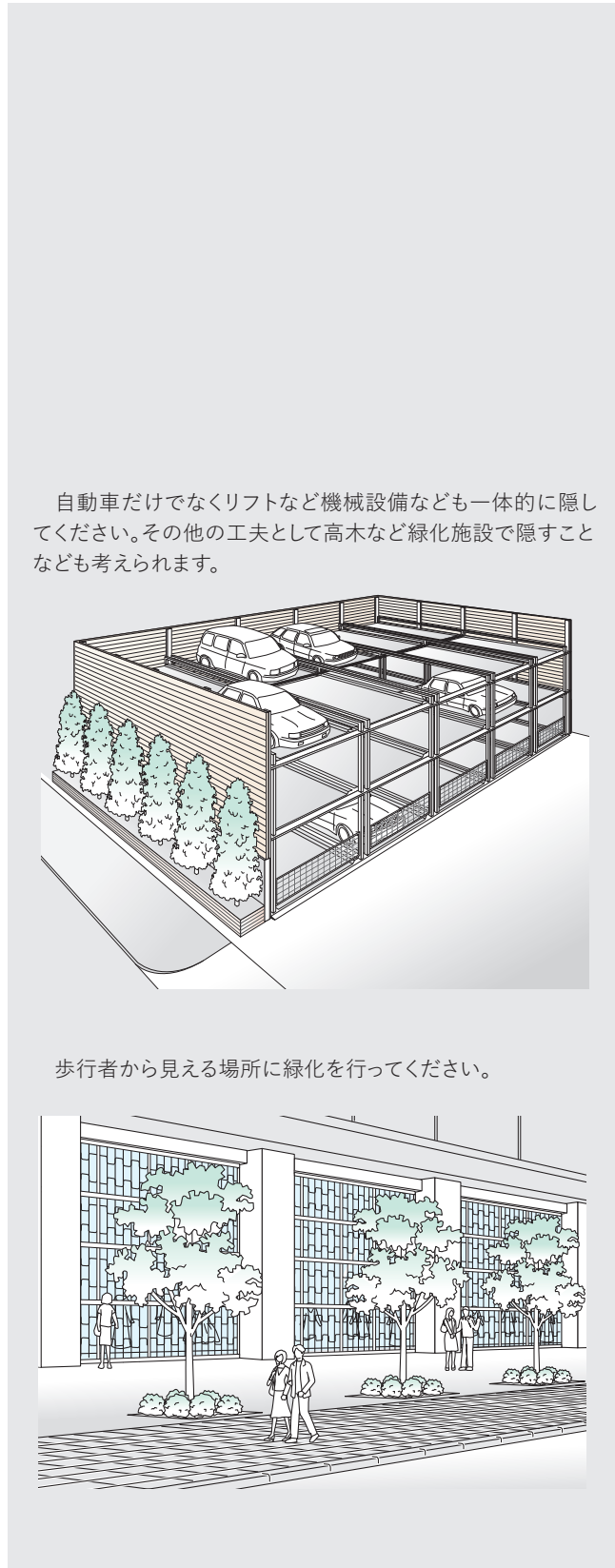
駐車場

9 自走式の立体駐車場を設置する場合は、自動車や設備などが見えないよう目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。

10 機械式駐車場（タワーパーキングを除く。）を設置する場合は、地上部分を一段とするか、自動車や設備などが見えないよう目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。

緑化

11 道路境界、出入口付近など景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行う。



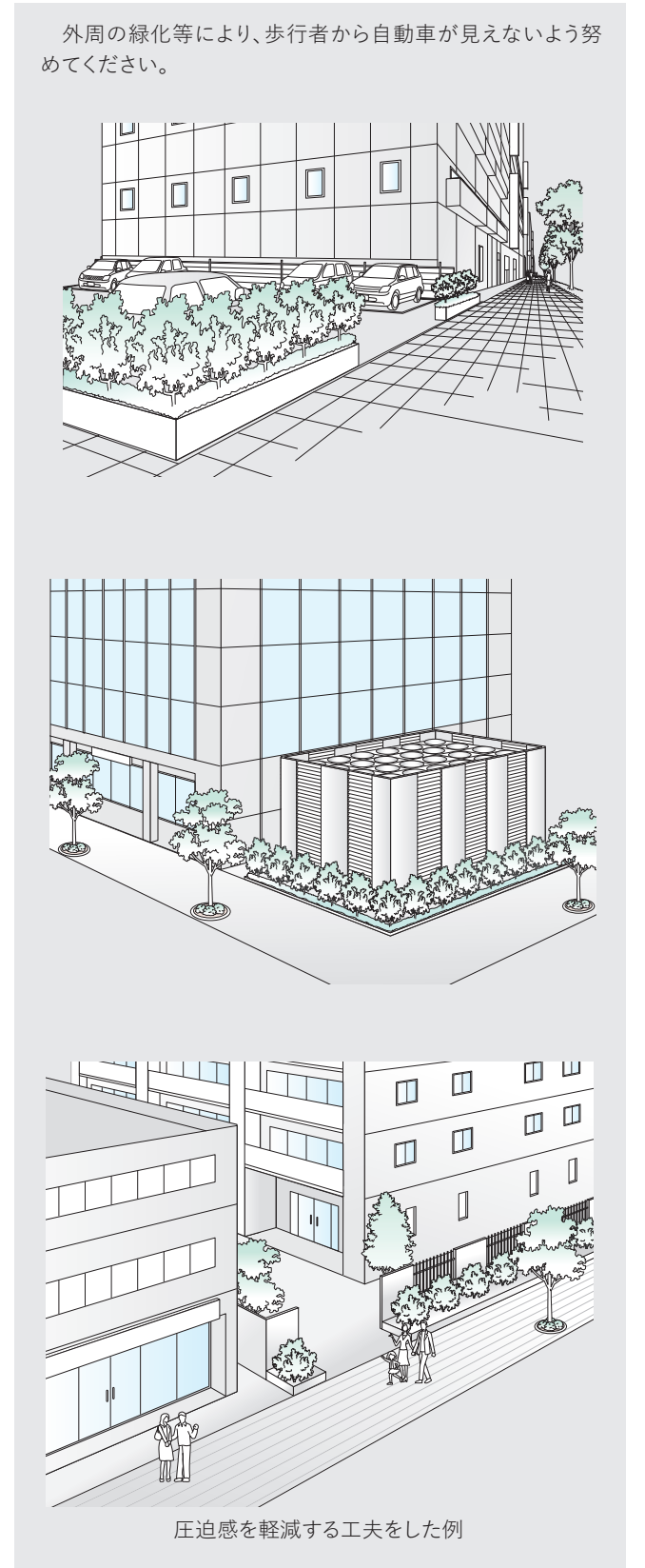
12 建築物に附属する駐車場においては、周囲の緑化に努める。

附属施設

13 電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などについては、目立たない位置に設置するか、目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。

その他

14 敷地の周囲のさく・塀などは、色彩や高さなどに配慮し、周囲への圧迫感を軽減させるよう努める。



建築物

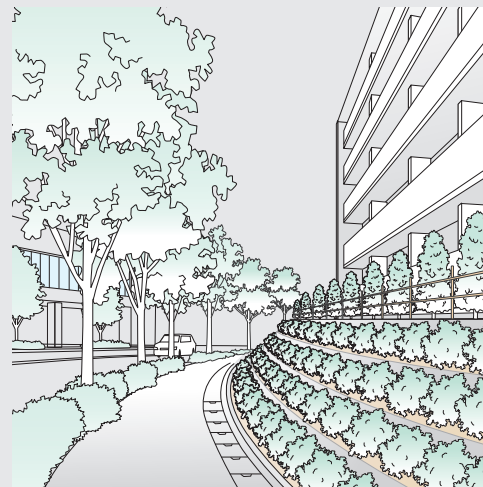
その他

15 敷地内の舗装の材質や色彩は、歩道の舗装との調和に配慮する。

インターロッキングブロックなどで歩道が整備されている場合は、その舗装との調和に配慮してください。

16 敷地内に法面や擁壁がある場合は、緑化や化粧ブロックを用いるなど、景観上の配慮を行う。

コンクリート擁壁などは避け、石積み、化粧ブロック、法面をいかした緑化などによるうおいのある街並み形成に努めてください。



17 本市の景観を形成する上で特に重要な建造物や地域の周辺では、景観上の十分な配慮を行う。(徳川園、町並み保存地区など)

工作物

基本事項

18 周辺の土地利用や景観に調和する、若しくは良好な景観を形成する形態・意匠・色彩とする。

都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周囲の街並みと外装のデザインや色彩、材質などが調和するように努めてください。

外観

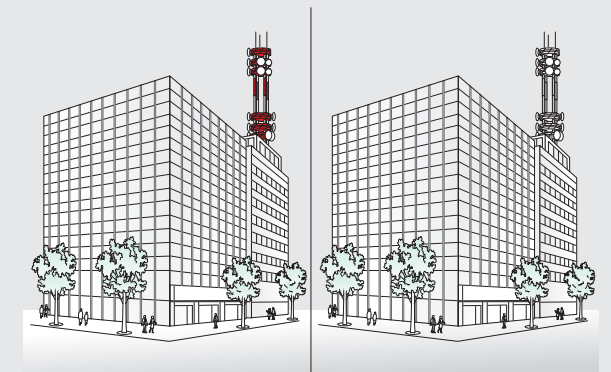
19 外観の色彩は、低彩度色(JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途)を使用する。

- ただし、以下の場合は、この限りでない。
- ・他の法令等で配色が定められている場合
 - ・アクセントとして10%以下の面積で使用する場合
 - ・自然素材に彩色を施さず使用する場合

20 既存の鉄塔や煙突などについては、塗装の塗り替え時に低彩度色(JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途)を使用するよう努める。

ただし、他の法令等で配色が定められている場合はこの限りでない。

原則、彩度6以下としていただきますが、周辺の景観に調和するため、より低彩度に指導する場合があります。



他の法令等で定められている場合

他の法令等で定められていない場合

(主な法令として航空法施行規則があります。)

工作物

緑化

21 地上に設置される鉄塔、敷地面積が10,000㎡を超える工作物などについては、道路境界、出入口付近など景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行う。

22 工作物に附属する駐車場においては、周囲の緑化に努める。

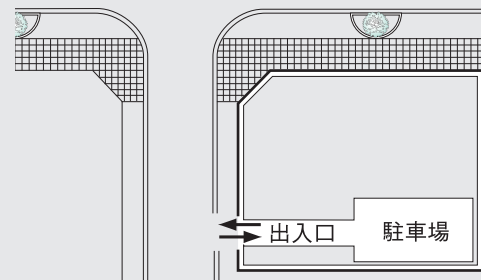
附属施設

23 駐車場及びその出入口については、景観上配慮した位置に設置する。

24 電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などについては、目立たない位置に設置するか、目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。

歩行者から見える場所に緑化を行ってください。

駐車場出入口や立体駐車場はできるだけ側道など、目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮してください。



その他

25 製造施設、貯蔵施設、供給施設、処理施設、運動施設、遊戯施設などの工作物の配置については、景観上の配慮を行う。

26 敷地の周囲のさく・塀などは、色彩や高さなどに配慮し、周囲への圧迫感を軽減させるよう努める。

27 敷地内の舗装の材質や色彩は、歩道の舗装との調和に配慮する。

28 敷地内に法面や擁壁がある場合は、緑化や化粧ブロックを用いるなど、景観上の配慮を行う。

29 本市の景観を形成する上で、特に重要な建造物や地域の周辺では、景観上の十分な配慮を行う。(徳川園、町並み保存地区など)

インターロッキングブロックなどで歩道が整備されている場合は、その舗装との調和に配慮してください。

景観計画区域内における行為の届出について

景観計画区域内における行為の届出について

- ・景観計画区域内で建築物、工作物の新築等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第103条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）

届出対象となる行為

建築物

- ・新築・移転
※次に該当する建築物（以下「大規模建築物」）
 - 高さが31mを超える建築物（共同住宅（店舗付共同住宅等を含む）のうち、敷地の過半の指定容積率が500%以上で、その敷地面積が500㎡未満のものは除外）
 - 延べ面積が10,000㎡を超える建築物（店舗、飲食店、遊技場その他これらに類する集客施設の場合は、延べ面積が3,000㎡を超える建築物が対象）
- ・増築・改築
※次に該当する建築物
 - 増改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の10分の1又は10,000㎡（店舗、飲食店、遊技場その他これらに類する集客施設の場合は3,000㎡）を超える大規模建築物
 - 増改築をすることにより、大規模建築物に該当することとなる建築物
- ・外観の変更を伴う修繕・模様替・色彩の変更
※次に該当する建築物
 - 修繕等をする部分の面積のいずれかが、当該修繕等をする外壁の面積の10分の1を超える大規模建築物

工作物

- ・新設・移転
※次に該当する工作物（以下「大規模工作物」）
 - 地上からの高さが31mを超える工作物（建築に定着し、又は継続して設置される場合には、その高さが10mを超え、且つ、当該建築物の高さとの合計が31mを超える工作物が対象）
 - 敷地の用に供する土地の面積が10,000㎡を超える工作物
 - 地上からの高さが5mを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物
 - 幅員が15mを超える又はその延長が30mを超える橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物
- ・増築・改築
※次に該当する工作物
 - 大規模工作物
 - 増改築をすることにより、大規模工作物に該当することとなる工作物
- ・外観の変更を伴う修繕・模様替・色彩の変更
※次に該当する工作物
 - 大規模工作物



届出対象とならない行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為（景観法施行令第8条）
※次に該当する行為
 - 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - 仮設の工作物の建設等
 - 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - 消火設備（景観法施行規則第4条第2号） など
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為 など

既存のものへの基準の適用

- ・平成19年10月1日に既に存する建築物および工作物については、基準を適用しません。

都市景観形成地区内の届出

- ・都市景観形成地区内で、大規模建築物等の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

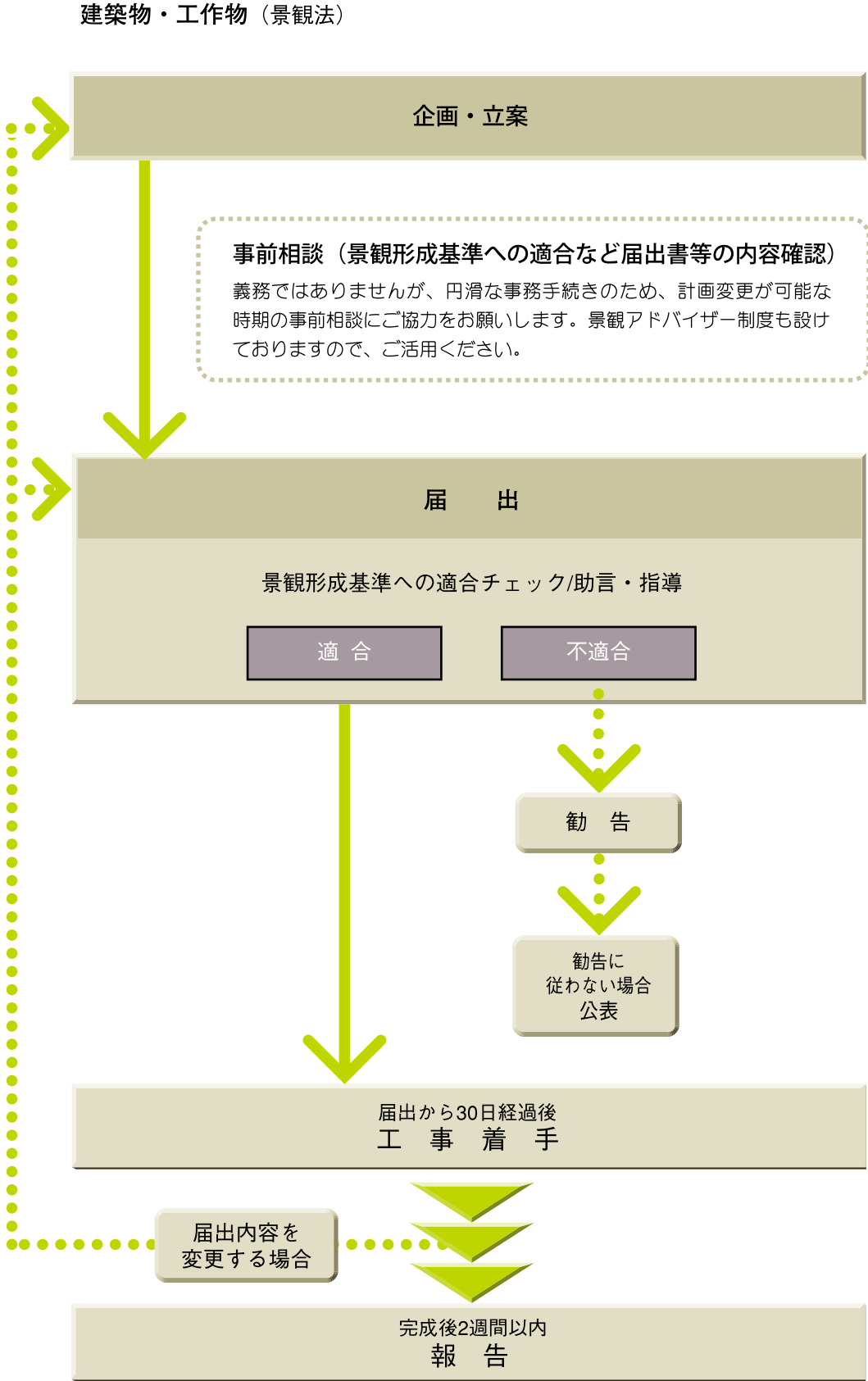
変更届

- ・設計又は施工方法において、届出内容に変更がある場合には変更届が必要になります。
※変更届が必要な事例として以下のようなものがあります。
 - 建築物等の高さ、形態意匠といった外観の変更
 - 外壁等の色彩の変更
 - 外構仕上げ（植栽、舗装、塀、フェンス、附属施設等）の変更
- ※変更届が必要な場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。

完了報告

- ・行為の完了後、2週間以内に完了報告書の提出が必要になります。

景観計画で対象とする大規模建築物・工作物の手続きの流れ



※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
※建築物・工作物の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。

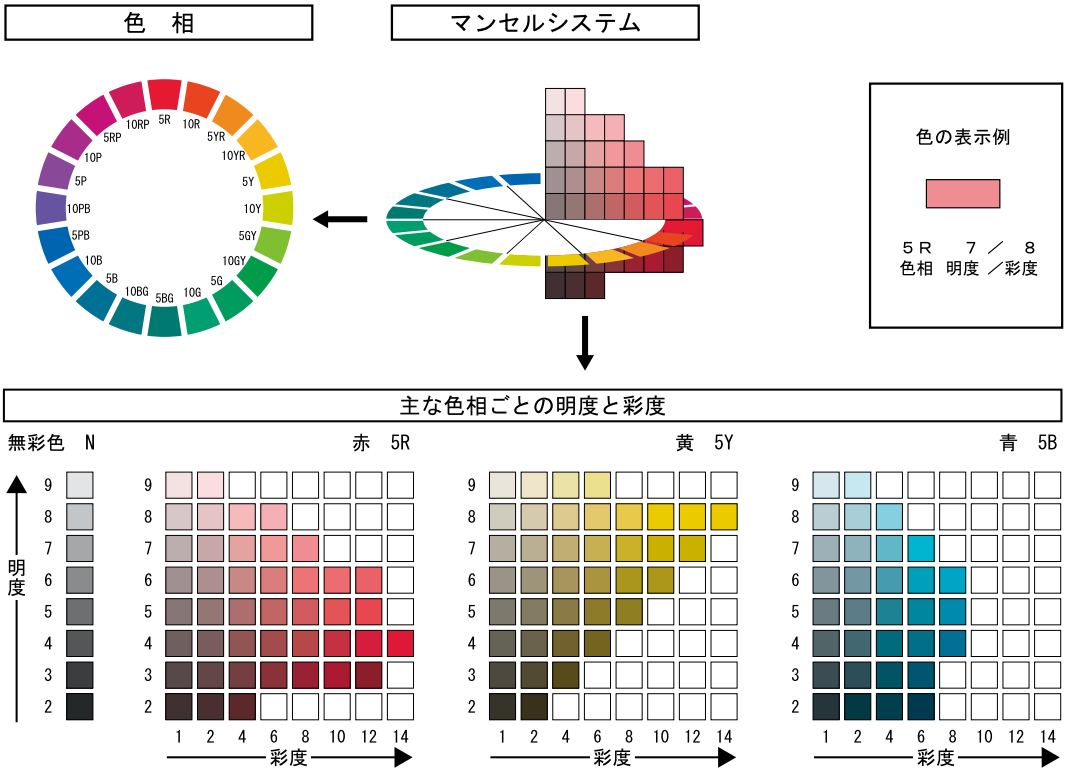


維持管理について

- ・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、植栽等は名古屋市の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・景観法とは
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・景観計画とは
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- ・彩 度
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。
一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。